

## 信号機のない交差点と歩行者の通行が多い道路で自転車を安全に利用するために

### 1. 信号機のない交差点でのようす

#### Ⓐ直進するとき

##### ◎一時停止して左右の確認を行わない自転車



①交差点に接近する自転車



②交差点に自動車が接近

歩行者は一時停止して自動車の接近を確認  
自転車は一時不停车で左右確認も行わずに横断



①交差点に接近する自転車



②交差点に歩行者が接近

自転車は一時不停车で左右確認も行わずに横断

##### ◎左右から交差点に接近する自動車・歩行者との衝突事故の危険

#### Ⓑ右折するとき

##### ◎右側通行で右折する自転車



右側通行で左右確認も行わずに右折

##### ◎左側通行で交差点に接近する自動車・自転車との衝突事故の危険

## ◎左折するとき

### ◎一時停止して左右確認しない自転車



写真右端の自転車が直進通行した直後に左折する自転車は一時停止して左右確認を行わずに左折  
歩行者が右側通行でスマホを見ながら左折する自転車に接近  
歩行者に気が付いた自転車は停止した この写真の直後に歩行者と接触

### ◎右側通行で交差点に接近する歩行者との衝突事故の危険

## 2. 交差点での事故 状況と原因

### Ⓐ 東京都で2025年上半期に交差点で発生した自転車人身事故のようす

(警視庁 交通統計・交通事故発生状況 自転車の交通人身事故発生状況令和7年上半期)より

### ◎事故発生状況

※自転車事故件数 7551 件は交通事故全件数の 51.4%

※自転車の交差点での事故件数 3644 件は自転車事故全件数の 48.3%

### ◎信号機がない交差点での事故発生原因

※一時停止して周囲の通行状況を確認しない

### Ⓑ 交差点で一時停止しない理由

※いつも通る交差点で通行量が少ないことを知っているから

「一時停止・安全確認を行わなくても事故は起こらない」という認識

※急いでいるから

「一時停止・安全確認を行わない」という自己都合

※一時停止して再びペダルを踏むのが面倒だから・ふらつくことがあるから

「一時停止しない」という自己都合・意識

## 3. 歩行者の通行が多い道路でのようす

### Ⓐ 商店街や歩道のない道路を通行するとき

#### ◎歩行者の横を通行するとき



①歩行者が多いので左端を通行しようとしている自転車

②自転車が左端に移動したら前方からベビーカーを押している歩行者が接近している



③自転車は歩行者の横を通り抜けた

◎歩行者との接触事故の危険

Ⓐ歩道を通行するとき

◎歩行者が通行しているとき



①前方から2台の自転車が歩行者に接近



②2台の自転車は一時停止も徐行もしない



③両側の歩行者が左右に避けている

◎歩行者との接触事故の危険

#### 4. 歩行者との事故 状況

Ⓐ東京都で2025年上半期・2024年に発生した歩行者との自転車人身事故のようす

(警視庁 交通統計・交通事故発生状況 自転車の交通人身事故発生状況令和7年上半期)より

(警視庁 交通統計・交通事故発生状況 自転車の交通人身事故発生状況令和6年)より

## ◎事故発生状況

- ※2025年上半期の歩行者との自転車事故件数633件は自転車事故全件数の8.4%
- ※2017年以降増加傾向
- ※2024年の交差点以外での歩行者との事故件数927件は歩行者との事故全件数の77.6%

## ②歩行者との事故を起こしたとき

- ◎歩行者も自転車運転者も傷害を受ける
- ◎歩行者優先から自転車運転者の過失責任が大きい

### 5. 事故を起こさず 卷き込まれず 安全な自転車の運転とは

#### Ⓐ信号機がない交差点で事故を防ぐには

- ◎直進・右折・左折 いずれのときも一時停止して周囲確認する
- ◎自動車・自転車・歩行者が通過するまで停止する
- ◎右折するときは左側を通行する



①一時停止して左右の通行状況を確認する自転車



②自動車の接近を確認したので横断しない



③自動車と歩行者の通行で一時停止を続ける



④自動車の接近がないことを確認して横断を開始

#### Ⓑ歩行者との事故を防ぐには

- ◎歩行者のすぐ横を通り抜けない
- ◎歩行者が多いときは自転車から降りて押しながら通行する
- ◎歩行者が近づいてきたら歩行者が通り抜けるまで一時停止する
- ◎自転車が歩道通行することが出来る条件

(道路交通法第63条4 道路交通法施行令第26条)

交通の方法に関する教則第3章第3節1(5)・2(8))

- ・歩道を通行することが出来るとされている道路標識や標示があるとき
- ・13歳未満 70歳以上 安全な車道通行に支障が生ずる程度の身体障害を有する者
- ・道路工事で車道左端の通行が困難のとき

- ・車道の通行状況から自転車通行の安全を確保するため歩道通行がやむを得ないとき
- ◎自転車が歩道通行するときの方法

- ・歩道の中央から車道寄りの部分を通行する
- ・すぐ停止できるような速度で徐行する
- ・自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止する
- ・普通自転車通行指定部分があるときは、この通行指定部分を徐行する



歩行者の通行が多い道路や歩道では自転車から降りて押しながら進む



2台の自転車は自転車通行指定部分の通行で合法

右の自転車は自転車通行指定部分以外の通行で違法